

## 質 問 回 答

### <元堀川警察署跡地に関するサウンディング型市場調査>

(提出者順)

No.	質 問	回 答
1	活用条件としては、定期借地・売却の両方の可能性があるか。	現時点では、定期借地権を想定しています。
2	本案件の南側（京都市下京区柿本町690他）国有地についての活用は可能か。 南側に施設が建つ予定あるか情報は入っているか。	元堀川警察署の敷地として活用していた国有地部分（本案件の南東部・約1,400㎡）は、令和4年1月末に国に対して返還済であり、今回は元国有地部分を除く府有地部分（2,236.20㎡）の活用案についてご提案をお願いします。 なお、当該国有地の活用予定については、現時点では府では把握しておりません。
3	地盤調査・土壌汚染調査・地下埋設物調査の費用負担については決まっているか。	現状有姿での引き渡し（定期借地権方式）を想定しており、各調査は事業者による費用負担を想定しています。
4	民間収益施設の提案で、事業者が所有権を保有し単身者用住居を提案することは可能か。	事業者が所有権を保有する施設（単身者用住居等）を提案いただくことは可能です。 （なお、複数の者に所有権を移転する施設は原則不可（例：分譲マンション等）となります。）
5	借地料についてですが、今後の協議により減免いただくことは可能か。	減免を希望される場合には、京都府に期待する措置として「提案書（様式3）」の「その他」で具体的にご提案ください。借地料（年額63,300,000円）について、原則減免することは想定しておりませんが、法令や条例等に基づき判断させていただきます。
6	借地期間を事業者で提案することになっているが、契約形態はどのようになるか（貸付・使用許可など）。	現時点では、定期借地権方式による貸付で、公正証書を締結することを想定しております。